

令和4年4月24日執行参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙
投票にあたっての注意事項

1 投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成16年4月25日までに生まれ（4月24日現在で満18歳以上の人）、選挙人名簿に登録されている人です。

2 投票時間

投票日（4月24日）の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

なお、一部の投票所（45投票所）では、投票時間が短縮されますので、最寄りの市町選挙管理委員会にご確認ください。

3 期日前投票の利用を

仕事、旅行、レジャー、病気などのため、投票日（4月24日）に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。印鑑は不要で、手続きは簡単です。

【期間】 4月23日（土）までの毎日、午前8時30分から午後8時までです。

なお、一部の期日前投票所では、期間や時間が変更されていますので、詳しくはそれぞれの市町の選挙管理委員会にご確認ください。

【場所】 各市役所・町役場など

詳しくは、最寄りの市町選挙管理委員会へお問い合わせください。

4 代理投票・点字投票

【代理投票】 身体が不自由などの理由により文字を書けない人には、代理投票の制度があります。

【点字投票】 目の不自由な人には、点字投票の制度があります。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会（076-225-1282）にお問い合わせください。